

協議第 47 号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについて提出する。

平成 16 年 6 月 24 日 提出

菊池北部四市町村合併協議会
議会議員及び農業委員会委員の
定数及び任期に関する小委員会
委員長 坂田 公弘

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

1. 地方自治法第 91 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項の規定に基づく議会議員の定数は 28 人とする。
なお、公職選挙法第 15 条第 6 項に規定する選挙区は設けないものとする。
2. 1 市 2 町 1 村の議会議員は、市町村合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項の規定を適用し、平成 18 年 5 月 31 日までの期間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

平成 16 年 7 月 22 日 確認

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協 定 項 目		議会議員の定数及び任期の取扱い			関 係 項 目
調 整 の 内 容		1. 地方自治法第91条第1項、第2項及び第7項の規定に基づく議会議員の定数は28人とする。 なお、公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区は設けないものとする。 2. 1市2町1村の議会議員は、市町村合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成18年5月31日までの期間、引き続き新市の議会の議員として在任する。			
		現 況			
市 町 村 名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町
市	(1) 議員の定数				
	・法定数	26人	18人	18人	22人
	・条例定数	20人	14人	12人	14人
	・現員数	20人	13人	12人	14人
(2) 議員の任期	平成13年4月1日から 平成17年3月31日まで	平成15年5月1日から 平成19年4月30日まで	平成13年5月1日から 平成17年4月30日まで	平成15年5月2日から 平成19年5月1日まで	
区 分		合併特例法を適用しない場合（本則選挙）		合併特例法第6条による場合（定数特例）	
合併関係市町村 議会の議員の身分		合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員は失職する。		合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議員として在任することができる。	
任 期		設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）		合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間（合併特例法第7条）	
定 数		・市町村議会の議員の定数は、条例で定める。（地方自治法第91条第1項） ・市町村議会の議員の定数は、地方自治法第91条第2項により定める数を超えない範囲で定めなければならない。 人口5万人以上10万人未満の市 30人 この法律による人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査による。		・設置選挙に限り、合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 人口5万人以上10万人未満の市 30人 $30人 \times 2 = 60人$ 以内 この特例による定数は、解散、辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条の定数に復帰する。 （合併特例法第6条）	
選挙期日		市町村の設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条）		設置選挙は行わない （在任特例適用後、一般選挙を行う）	
補欠選挙の適用		有		無	
選挙区の設置		可能 各選挙区の定数は、設置選挙に限り、人口に比例しないでも可 （公職選挙法第15条）		可能（在任特例適用後の一般選挙） 各選挙区の定数は、人口に比例 （公職選挙法第15条）	
町					
村					
別					
内					
容					
選挙区					
の					
設					

1. 地方自治法91条第1項、第2項及び第7項の規定に基づく議会議員の定数は28人とする。
 なお、公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区は設けないものとする。

 2. 1市2町1村の議会議員は、市町村合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成18年5月31日までの期間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

菊池北部四市町村議員定数 60人
 現員 59人

議会議員の定数及び任期に関する法令（抜粋）

地方自治法

第91条

市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の定数は、次に各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

一	人口2千未満の町村	12人
二	人口2千以上5千未満の町村	14人
三	人口5千以上1万未満の町村	18人
四	人口1万以上2万未満の町村	22人
五	人口5万未満の市及び人口2万以上の町村	26人
六	人口5万以上10万未満の市	30人
七	人口10万以上20万未満の市	34人
八	人口20万以上30万未満の市	38人
九	人口30万以上50万未満の市	46人
十	人口50万以上90万未満の市	56人
十一	人口90万以上の市	人口50万を数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数（その数が96人を超える場合にあっては、96人）

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が二以上のときは、設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

公職選挙法

15条

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもつて選挙区とする。

第33条 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙又は長の任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前30日以内に行う。

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

(地方公共団体の議会の議員の任期の起算)

第258条 地方公共団体の議会の議員の任期は、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了に因る一般選挙が地方公共団体の議会の議員の任期満了の前に行われた場合において、前任の議員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の議員がすべてなくなったときは議員がすべてなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

合併特例法

(議会の議員の定数に関する特例)

第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

(議会の議員の在任に関する特例)

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

1. 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

【参考資料】

先進協議会の事例

協議項目	協議会名	調整方針
7 議会の議員の定数 及び任期の取扱い	天草上島4町 (16.3.31) 「上天草市」	新市の議会議員の定数については、地方自治法第91条第2項の規定により26名とする。 ただし、4町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1ヶ月間、引き続き新市の議会の議員として在任する。 なお、1年1ヶ月の在任特例期間は、事務所の位置は変更しない。
	宇城東部二町 (16.11.1) 「美里町」	1. 地方自治法第91条第1項で定める事とされている新町の議会議員の定数は18名とする。 2. 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後、1年6ヶ月間、引き続き新町の議会の議員として在任する。
	田浦町・芦北町 (17.1.1) 「芦北町」	新町の議会議員の定数については、地方自治法第91条第2項の規定により、22名とする。 ただし、2町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年3ヶ月間、引き続き新町の議会の議員として在任する。
	宇城西部五町 (17.1.15) 「宇城市」	1. 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、合併後1年3ヶ月間、平成18年4月30日まで、引き続き新市の議会議員として在任する。 2. 公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区は設けないこととする。 3. 在任特例適用後の議会議員の定数については、28人とする。 ただし、在任特例適用後の最初選挙に限り、定数は30人とする。
	菊池南部四町 (17.2.28) 「東熊本市」	1. 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成18年5月1日までの1年2ヶ月間、引き続き新市の議会議員として在任する。 2. 在任特例適用後に行われる一般選挙の定数は34人とし、選挙区は設けないこととする。